

(別紙4)

経営改善資金計画の一括認定の考え方

第3の6の(2)のエの(イ)に定める規定については、次の1の場合に適用できるものとする。ただし、推進会議の構成機関から特に慎重な審査を要するとの判断により、通常の審査の要請がなされた場合を除く。

また、認定された経営改善資金計画書の計画期間中（概ね5年間）に、経営状況等の環境変化があった場合は、2の事務手続を新たに行うものとする。

1 対象となる制度資金

対象となる資金は、農業経営基盤強化資金とする。ただし、収支計画の作成を省略又は基金協会の債務保証を希望している場合を除く。

2 新たに必要となる事務手続について（2回目以降の融資を受ける際）

(1) 資金計画書の変更認定を要する場合

- ・直近の経営状況における農業粗収入が、認定された経営改善資金計画に記載された農業粗収入を、20%以上下回る場合
- ・認定された資金計画書で予定している融資額を上回る融資を行う場合
- ・認定された資金計画書で予定していない融資計画が新たに追加される場合

(2) 資金計画書の新規認定を要する場合

- ・認定農業者の農業経営改善計画が更新された場合
- ・認定農業者が法人化した場合